

17. 諸外国における債務管理レポートの概要

(1) 英国

名称	<u>Debt and Reserves Management Report</u> (年度末の3月に公表)	
作成主体	財務省 (HM Treasury)	
対象	国債 (執行は DMO) 国庫資金繰り (執行は DMO) 外貨準備の運用 (執行は BOE) 個人からの資金調達 (執行は NS&I)	} 政策の企画・立案は財務省
リスク分析	国債に関するコスト・アット・リスク分析 国庫が有する金融資産・負債に係る ALM 分析 国庫、DMO、NS&I 等の機関毎に、資産・負債の両面にわたって、簿価、時価、デュレーション、残存年限、変動金利に係る比率等を明記。なお、個々の数値についての踏み込んだ分析や、政策面への反映に関する具体的な記述は見受けられない。 偶発債務は分析の対象外。	

() 債務管理レポートの作成根拠は、財政の安定化に関する規約 (Code for Fiscal Stability) である。

(2) フランス

名称	<u>Bilan annuel / 総括</u> (2月)、 <u>Rapport d'activité / 年次報告書</u> (5月) (「総括」は速報版、「年次報告書」は詳細版としての位置付け) (英語、ドイツ語、日本語版も作成)	
作成主体	経済財政産業省国庫局債務アジャンス (Agence France Trésor)	
対象	国債、国庫資金繰り	
リスク分析	金利スワップ取引等に係る信用リスク (カウンターパーティー・リスク) 及びオペレーショナル・リスクに係る管理手法に限った記述。	

(3) イタリア

名称	<u>Linee Guida della Gestione del Debito / Guidelines for Public Debt Management</u> (英語版も作成)	
作成主体	経済財政産業省国庫総局	
対象	国債 (外債 (米ドル建) を含む。)、国庫資金繰り	
リスク分析	特に記述なし。	

(注) 米国、ドイツについては、ホームページ等を通じて様々な情報が提供されているものの、これまでのところ、年次債務管理報告書 (レポート) は作成されていない模様。